

日野第三中学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、9月28日施行）の施行に伴い、日野第三中学校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに、東京都、および日野市いじめ防止基本方針を参考に校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

いじめは、人間として絶対にやってはいけない、見過ごしてはいけない許されない行為です。人権に関わる重大な問題であることを常に認識していなければならない。そして、いじめる側に問題があり、いじめられる側の保護が最優先されなければならない。

また、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ生徒はいない」との認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「日野第三中学校・学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の5つのポイントをあげる。

○いじめを「しない、させない、許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに努める。

○生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○いじめの早期発見、迅速な対応を徹底する。

○重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導を徹底する。

○4極構造（加害者・被害者・傍観者・教師＜大人＞）でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みを重視する。

2 いじめ未然防止のための取組

（1）いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

・道徳授業や学級活動等を通して人権教育の推進を図る。

いじめに関する授業① 「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」

いじめに関する授業② 「望ましい人間関係の構築」

いじめに関する授業③ 「規範意識の醸成」

・行事等を通してお互いに協力すること、認め合うことの大切さを学ぶ。

・生徒会活動、委員会活動で生徒自ら、いじめ防止の取組を推進していく。

・外部機関と連携して情報モラルの指導をしていく。

GIGA ワークブックとうきょうを活用し、SNS の望ましい使い方を学び IT リテラシーを育成する。

（2）生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

・誰にでも分かりやすい授業を目指していく。

・生徒同士のコミュニケーション能力を高める学級経営を推進していく。

・自己について知り、自己存在感について道徳授業で学んでいく。

・行事や部活動をとおして達成感を味わわせる。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

（1）いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

・毎月のアンケートを実施する。

・教室、昇降口など巡回して変化を察知する。

- ・家庭との連携が図れるように努力する。
- ・委員会活動を通していじめ防止を啓発し、早期発見に努める。
- ・教師と生徒の人間関係を作り、相談しやすい環境を作る。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー等相談態勢を整える。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

- ・いじめを発見したときは、学級担任だけではなく、組織で考え、役割分担をして対応にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、正確な事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を優先的に考え、発生から時間をかけず、迅速におこなうようにする。
- ・いじている生徒に対して毅然とした態度で指導にあたり、いじめられた生徒の心のケアをする。
- ・その場だけの指導にならないようにする。

4 重大事態への対応

- ・いじめられた児童・生徒の安全確保
- ・重大事態発生について、速やかに日野市教育委員会へ報告をする。
- ・日野市教育委員会が行う調査に協力する。
- ・調査の結果については、いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

- ・生活指導部会
生活指導主任、生活指導部員で原則週に1回部会を開催する。
- ・特別支援教育校内委員会
管理職、特別支援教育コーディネータ、各学年から1名で原則週に1回、委員会を開催する。
- ・学校いじめ対策委員会
 - ①生活調査後の生活指導部会で開催し、いじめについて共有・確認をする。
 - ②学期後半の生活指導部会で、学期のいじめについてまとめ、解消されているもの、継続中のものを確認する。

〈いじめ解消の定義〉

 - ・いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。
 - ③なお、この委員会は必要に応じて、管理職、生活指導主任、特別支援教育コーディネータ、当該学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等による学校いじめ対策委員会を設置し、開催する。
- ・研修の実施
 - 校内研修① 「いじめの定義の確実な理解」
 - 校内研修② 「学校いじめ防止基本方針に基づく確実な取組の実施」「いじめ重大事態の理解」
 - 校内研修③ 「いじめ問題の解消に向けた組織的な取組」

6 家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題が発生した時は、家庭との連携を密にし、学校側の指導方針、指導内容について伝える。
- ・育成会で健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- ・緊急を要する場合には、日野市教育委員会に指導・助言を求め、学校で組織的に対応する。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。
- ・場合によっては、サポート会議を開催する。メンバーは管理職、各学年主任、生活指導主任、日野市教育委員会、日野警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、日野市発達・教育支援センター「エール」で、問題行動等について検討する。

7 いじめ問題への取組の年間計画

	情報収集、生徒理解		指導、啓発活動	対策会議 教員の資質向上等
4月	アンケート①		・学活① ・手紙または保護者会での「いじめ防止基本方針」の周知	校内研修① 「いじめの定義の確実な理解」
5月	アンケート②		・朝礼講話①	アンケート結果への対応
6月	アンケート③		・ふれあい月間 ・「SOS の出し方」指導	アンケート結果への対応
7月		面談① 家庭訪問		アンケート結果への対応 いじめ対策委員会①
8月				校内研修② 「学校いじめ防止基本方針に基づく確実な取組の実施」「いじめ重大事態の理解」
9月	アンケート④		学活②	
10月	アンケート⑤		朝礼講話②	アンケート結果への対応
11月	アンケート⑥		ふれあい月間	アンケート結果への対応
12月		面談②		アンケート結果への対応 いじめ対策委員会②
1月	アンケート⑦		学活③	校内研修③ 「いじめ問題の解消に向けた組織的な取組」
2月	アンケート⑧		朝礼講話③	アンケート結果への対応
3月				アンケート結果への対応 いじめ対策委員会③